平成２７年（フ）第２０６号
北海道稚内市こまどり５丁目17番17号　ウエイサイドヒル101
破産者　笠井　聖子（旧姓加藤）
1　破産債権の届出期間　平成27年11月２日まで
2　一般調査期日　平成27年12月21日午前11時30分
平成27年９月30日　　旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２５５１号
大阪市西区南堀江１丁目24番17号
破産者　株式会社ビッグウエスト
1　破産債権の届出期間　平成27年11月４日まで
2　一般調査期日　平成27年12月３日午後２時30分
平成27年９月29日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５５２号
奈良市富雄川西１丁目21番１号
破産者　大竹　幸雄
1　破産債権の届出期間　平成27年11月４日まで
2　一般調査期日　平成27年12月３日午後２時30分
平成27年９月29日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３号
兵庫県洲本市五色町鮎原上376番地
破産者　大畑　歓照
1　破産債権の届出期間　平成27年11月13日まで
2　一般調査期日　平成27年12月14日午前11時
平成27年９月29日
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２７年（フ）第８５号
三重県いなべ市北勢町阿下喜字正邸2824番地
破産者　株式会社新晃
1　破産債権の届出期間　平成27年11月25日まで
2　一般調査期日　平成27年12月25日午前10時
平成27年９月30日
津地方裁判所四日市支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２７年（フ）第１６９２号
大阪市東成区大今里４丁目５番２号
破産者　關　　正人
異議申述期間　平成27年11月20日まで
平成27年９月29日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成２７年（ヒ）第３０２１号
大阪市中央区道修町１丁目２番11号
清算株式会社　東洋マリーン株式会社
代表清算人　石川　忠彦
1　決定年月日　平成27年９月29日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

平成２７年（ヒ）第２０４６号
東京都中央区京橋１丁目14番５号土屋ビル３階
清算株式会社　株式会社シティプラザ
代表清算人　千葉　　敬
1　決定年月日　平成27年９月29日
2　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

１　略称

本協定においては、次のとおり用語を略称する。

（略称）

①　株式会社シティプラザ　清算株式会社
②　別表「弁済予定表」　別表
③　別表「債権者名」欄記載の各債権者　債権者
④　平成27年８月12日（特別清算手続開始決定日）　基準日

２　端数の処理

権利の変更の結果生ずる１円未満の端数は四捨五入する。

３　弁済の場所

本協定における弁済は、債権者の指定する銀行口座宛振り込む方法により実施する。

但し、振込手数料は、債権者の負担とする。

４　債権の合算・債権者の変更

本協定による権利の変更・弁済額の算定にあたっては、債権の種類、発生日、発生原因等の如何にかかわらず、債権者毎に全ての債権を合算して一つの債権とみなし、弁済額を決定する。

なお、基準日以降に債権の譲渡等により債権者に変更があっても、当該変更前の債権者の債権を基準として弁済額を算定する。

第２　特別清算債権

１　定義

本協定の対象となる特別清算債権とは、基準日までの原因に基づいて発生した協定債権をいう。

２　債権債務の確認

債権者と清算株式会社とは、債権者が清算株式会社に対して基準日現在有している債権元本の総額が、別表「債権元本額」欄記載の各金額（以下「本件債権」という。）であることを相互に確認する。

３　特別清算債権の弁済

⑴　第一回弁済

①　特別清算債権に対する第一回弁済は、別表「弁済対象債権額」欄記載の各金額（以下「本件弁済対象債権」という。）を基準として行う。

②　債権者は、特別清算債権につき、以下の定めによる権利の変更を受けて、第一回弁済を受ける。

㋐　弁済額

特別清算債権に対する第一回弁済は、別表「第一回弁済予定額」欄の「合計」欄記載の金額を基に、債権者の本件弁済対象債権にて按分した金額を㋑記載の方法により支払うことにより行う。

その金額は、別表「第一回弁済予定額」欄記載のとおりである（以下「第一回弁済額」という。）。

㋑　弁済の方法

清算株式会社は、債権者に対し、本協定案に対する特別清算裁判所の認可決定確定の日から７営業日以内に、第一回弁済額を弁済する。

⑵　追加弁済

①　清算株式会社は、債権者に対し、後記第４記載の共益債権及び優先債権（以下「共益債権等」という。）の弁済が完了したときから１か月以内に、第一回弁済並びに共益債権等の弁済後存在する残余の原資を以て、前記第２の３⑴②㋐の方法により算定された金額を追加弁済する。

②　第一回弁済及び前記第２の３⑵①追加弁済後に清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、債権者に対し換価代金より必要費用を控除し前記第２の３⑴②㋐の方法により算定された金額を弁済する。

第３　債権放棄等

１　債権元本

債権者は、清算株式会社に対し、第一回弁済時、本件債権から別表「第一回弁済予定額」欄記載の金額を控除した残余の債権を放棄し、清算株式会社はその免除を受ける。

債権者が上記のとおり放棄する本件債権の金額は、別表「債権放棄予定額」欄記載のとおりである。

２　利息・損害金等

債権者は、本件債権に附帯する利息・損害金等一切の債権を放棄し、清算株式会社はその債務の免除を受ける。

３　前記第２の３⑵①②に基づき追加弁済する場合、既になされた債権放棄は追加弁済の限度で**遡**ってその効力を失う。

第４　共益債権及び優先債権の弁済

清算株式会社は、債権者の共同の利益のためにする裁判上の費用、清算業務の遂行に要する費用等の共益債権、国税徴収法または国税徴収の例により徴収することを得べき請求権、裁判所から支払いの許可を受けた債権及び労働債権は随時に弁済する。

（別表省略）

以上

東京地方裁判所民事第８部